

社団法人日本フードスペシャリスト協会
理事会運営規程

平成19年4月24日制定

(組織等)

第1条 理事会は、理事をもって組織する。

2 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

3 理事の委任を受けた者は理事会に出席して意見を述べるができる。

(権能)

第2条 理事会は、定款で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第3条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年1回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 監事が招集したとき

(招集)

第4条 理事会は、定款第14条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、毎年1回以上、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2項の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第5条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会定足数)

第6条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第7条 理事会の議事は、定款で別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。
- 3 理事会においては、定款第23条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。
- 4 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について議決権を行使することができない。

(書面による議決権行使等)

第8条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事について書面をもって議決権を行使し、又は他の理事を代理人として議決権を委任することができる。

- 2 前項の規定により議決権を行使する理事は、前項の規定の適用については、出席者とみなす。

(議事録)

第9条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事現在数
 - (3) 出席理事数（書面により議決権を行使し又は議決権を委任した理事がある場合にあっては、その数を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名及び押印をしなければならない。

(規定の変更)

第10条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。

附 則

この規程は、平成19年4月24日から施行する。